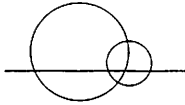


〔論文〕



東亜同文書院に派遣された準公費生について

－愛知県を事例として－

東亜同文書院大学記念センター
ポストドクター 武井義和

本論は、東亜同文書院（以下、「書院」と略記する場合がある）に準公費生として入学した学生について、愛知県を事例としてその実態について言及することを試みるものである。

東亜同文書院（1939年以降は「東亜同文書院大学」）は東亜同文会を経営母体に持ち、1901年より1945年まで中国・上海にあった学校であるが⁽¹⁾、その特徴の1つとして、運営が「国費（補助金）と公費（各府県の派遣費）によって賄われたこと」が挙げられているように⁽²⁾、学生に焦点を当てた場合、各府県が公費で派遣する府県費生が中心だった。実際には私費生も入学したが、東亜同文書院では入学する学生の区分、入学させる順序を次のように定めている。例えば「文部省認定 在上海東亜同文書院一覧 従明治四十三年至明治四十四年」所収の「東亜同文書院章程」（以下、「章程」と略記）では学生を府県費生、公費生、私費生の3種類とし、採用の順序は「第一府県費生ヲ採り次ニ定員ニ照シ余地アレハ公費生ヲ採り尚余地アレハ私費生ヲ加フ」とある⁽³⁾。ここからも府県費生に重きが置かれていたことが分かる。そこに準公費生が加えられることになるのだが、章程上で準公費生が登場したのは第13期からではないかという推測がなされている⁽⁴⁾。筆者が入手可能な範囲で見たところ、時代がやや下った1916年度の章程には確かに準公費生という身分が現れ、それにより学生の種類が4種類に変化している。とともに、採用の順序も府県費生、公

費生、そして「尚余地アレハ準公費生私費生ヲ加フ」と改められている。同様のことは1923年頃の章程にも明記されている⁽⁴⁾。

さて、東亜同文書院の学生についての研究は1990年代以降に登場した、比較的新しい分野であるが、その関心はもっぱら県費生に置かれており⁽⁵⁾、準公費生については佐々木享氏による「東亜同文書院入学者の群像－海を渡って学びに行った若者たち」（『同文書院記念報』VOL.11、2003年）で簡述される程度である。この研究は東亜同文書院（大学）が存在した40数年間の全期間を対象として、入学した県費生・私費生の割合とその変遷をはじめ、学生の出身地域の割合とその時期的変遷などを総合的に捉え、県費生に限らず広く書院入学生を扱った、学生についての基礎的研究である。この中で準公費生は第13期（1913年～1916年在学）から第19期（1919年～1922年在学）の時期に集中していること、そして彼らの東亜同文会への推薦母体として、府県レベルの地方公共団体をはじめ、郡や市町村、東京の区といった地方公共団体、台湾総督府や大連民政署といった植民地政庁、有志の育英団体、鶴見総持寺や黒龍会といった私的団体などがあったことを明らかにしている⁽⁶⁾。しかし、全体的な概要にとどまっており、1つの団体または地域に限定して準公費生の様子を捉えていくという方法はとられていない。

したがって本論では、冒頭で記した通り愛知県を事例として取り上げ、準公費生の学生区分にお

ける位置付け、準公費生の学歴、卒業後にたどった進路などの基本的な部分について、簡単ながら考察を進めていくものである。しかし、卒業後の進路については準公費生の枠を越え、「書院生」全体について考える際の1つの視角を提示する内容となる。

凡例：漢字は全て当用漢字で表記した。

年号は原則として西暦で表記した。

1. 準公費生の位置付け

第13期より第19期までの短期間に東亜同文書院に入学した準公費生は、その数が合計101名であり、各期の人数は第13期16名、第14期19名、第15期10名、第16期14名、第17期11名、第18期17名、第19期14名であったとされる⁷⁾。また、彼らを東亜同文会に推薦する団体としては「はじめに」でも触れたように、さまざまなものがあつた。愛知県の場合、次章で取り上げるように第13期と第15期から第18期にかけて名古屋市準公費生、愛知県準公費生が入学していた。

ところで、準公費生は佐々木氏によれば「性格が曖昧で私費生と区別されている理由が不明」⁸⁾と指摘されている。ただ、その根拠について詳しく記されていないが、外務省記録に所収の「東亜同文書院入学志願者心得」に定められている、4種類の学生の区分や出願方法をもとにしているようである。しかし、一部省略して引用されているため、本章ではその部分も補足しつつ準公費生の位置付けについて考えていきたい。

1916年度の章程では第22条「府県費生ノ入学ニ付テハ当該府県知事ヨリ本人ノ学歴履歴書、身体検査書及中学校（商業学校）卒業成績表ヲ添へ其旨東亜同文会本部ニ申込ムベシ公費生準公費生亦之ニ準ス…」とあり、第23条「凡テ入学志願者ハ東亜同文会本部ニ於テ所定ノ入学試験ヲ受クベシ但府県費生ニ在リテハ当該府県ニ於テ前条規

程ノ資格ヲ具備スル者ニ就キ施行セル選抜試験ニ合格シタル者ハ本部ニ於ケル入学試験ヲ省略シテ入学セシムルコトヲ得公費生準公費生亦之ニ準ス…」(圏点は引用者による)と記されている。そしてこれは1918年度や1923年時点での章程でも主旨は変わっていない⁹⁾。第22条を読むと、準公費生は公費生とともに県費生の入学に準ずる旨記されているが、準公費生に即して考えると、これは各推薦団体の長が必要な証明書を東亜同文会本部に送付することを意味するものと思われる。一方、第23条は入学試験について、入学志願者は入学試験を東亜同文会本部で受験すべきものとしながらも、府県規定の選抜試験を受けた者は東亜同文会での試験が省略される旨規定している。準公費生は公費生とともにこれに準ずるとあることから、これも準公費生に即して考えると、各推薦団体の選抜試験を受けた者は東亜同文会での受験が省略されると読める。

以上の点を踏まえた上で、より詳しく準公費生の位置付けをみるために、先に触れた「東亜同文書院入学志願者心得」(以下「心得」と略記)を手掛かりとしていきたい。1920年代後半にまとめられたと思しき心得は、学生を府県費生、公費生、準公費生、私費生の4種類に区分した上で、それぞれの位置付けと出願方法について以下のようになっている。少し長いが引用してみる。

府県費生トハ各府県ニ於テ撰抜シ府県費ヲ以テ派遣入学セシムルモノニシテ府県各其採用規則ヲ設ク志願者ハ該規則ニ基キ当該府県ニ出願スヘシ

公費生トハ府県以外例ヘハ郡市町村或ハ教育会等ノ各種ノ公共団体ニ於テ撰抜シ其団体ノ公費ヲ以テ入学セシムルモノヲ云フ志願者ハ当該団体ニ左記書類添付ノ上後記乙号書式ニヨリ推薦方ヲ出願スヘシ、当該団体ニ於テ銓衡ノ結果適当ト認メタル時ハ之ヲ更ニ東亜同文会本部ニ推

薦シ許可ヲ受クヘシ

- (一) 本人及保証人ノ連署誓約書（当該公共団体長宛）
- (二) 本人自筆履歴書二通
- (三) 身体検査書及本人最新ノ写真一葉
- (四) 学校卒業成績表及

準公費生トハ入学資格ノ銓衡学費ノ納入其他本人ノ進退ニ関スル凡テノ事務及責任ヲ当該推薦府県又ハ公共団体ニ於テ負担スルモノヲ云フ、其入学手續ハ東亜同文会本部ニ於テ所定ノ撰抜試験ヲ受クヘキモノトス、但シ当該推薦団体ニ対スル提出願書中ニハ前記四項保証人ノ外財産証明書（学資金納入力証明ニ足ルモノ）添附スルコトヲ要ス

私費生トハ直接東亜同文会本部ニ出願シテ撰抜試験ヲ受クルモノヲ云フ

私費生入学志願者ハ左記願書並ニ受験料ノ提出ヲ要ス

- (1) 入学志願書（甲号書式）一通
 - (2) 履歴書（丙号書式）二通
 - (3) 身体検査書（丁号書式）一通
 - (4) 保証人ノ財産証明書（市町村役場ノ証明セルモノ）又ハ所得税納付証明書一通
 - (5) 卒業証明書在学成績表各一通
 - (6) 最近写真（裏面ニ姓名年月日ヲ記入スヘシ）一葉
 - (7) 受験料 金四円
- （以下略）⁽¹⁰⁾

（圈点は原文のまま）

この心得をみると、府県費生と公費生は各府県または派遣団体が選抜試験を実施し、学費もそれぞれ府県費または公費という形で負担する旨記されている。一方、準公費生は入学資格の選考をはじめ学費納入、その他本人の進退に関する全ての事務と責任を、当該推薦府県または公共団体が

負担する学生と定められている。逆に言えば、府県や公共団体は学生を準公費生として東亜同文会に推薦し、入学に関わる事務や本人の進退に関する責任を負うということになる。しかし、ここで疑問が生じる。既述の章程第23条に照らして考えると、各推薦団体の選抜試験を受けた者は東亜同文会での受験が省略される旨受け取れることから、心得では私費生と同じく東亜同文会本部で選抜試験を受けることに改められたということなのだろうか。

章程では公費生とともに準公費生の入学手続きや受験の方法について、大雑把にしか記されておらず、また心得と突き合わせてみていくと細かいところで不明な部分が出てくる。しかし、心得から分かることは、準公費生は選抜試験を東亜同文会本部で受けることとされており、この点は私費生と同じ扱いである。また、準公費生に提出が求められる各種書類の中には、強調する形で「財産証明書」が含まれており、これは私費生が提出すべき書類に含まれていることから、学費は自己負担であった様子が浮かび上がる。佐々木氏が準公費生を「性格が曖昧で私費生と区別される理由が不明」と捉える理由がここにあるといえよう。ただし、私費生は個人で東亜同文会に対し入学手続きをとるのに対し、準公費生の場合は手続きのみとはいえ、組織が関わってくるところに違いがある。したがって、学生を推薦する府県や公共団体は一定程度の事務と責任を負担する形で関与し、一方で学費は実質自費という形となるため、準公費生はいわば府県費生・公費生と私費生との折衷型とも捉えられる。

2. 愛知県からの準公費生

前章で見たような準公費生という学生が、愛知県からも東亜同文書院へ入学していた。そこで本章では愛知県に焦点を当て、準公費生の実態に接近することを試みる。

愛知県からの準公費生が確認できるのは、第

13期と第15期から第18期までの期間であり、名古屋市準公費生と愛知県準公費生の合計10名である。各期間の入学人数をまとめると表1のようになる。ここからは、名古屋市準公費生が圧倒的に多く、10人中9人を占めていることが分かる。愛知県は県費生も書院に派遣しており、そのための予算額や県費生に関する県会議員の発言などが『愛知県会議録』、『愛知県決議録』で確認できるが、愛知県準公費生についての記述は管見の限り見当たらない。

表1 東亜同文書院の各期における入学生数と愛知県からの準公費生数(第13期～第18期)

入学期	入学生数	準公費生数	名古屋市準公費	愛知県準公費
第13期(1913年～1916年)	88	2	2	0
第14期(1914年～1917年)	102	0	0	0
第15期(1915年～1918年)	107	2	2	0
第16期(1916年～1919年)	113(121)	3	3	0
第17期(1917年～1920年)	115(117)	2	1	1
第18期(1918年～1921年)	104	1	1	0

出典：東亜同文書院学籍簿(愛知大学教学課保管)

注1：学籍簿をもとに、筆者がカウントし表にまとめた。

注2：第16期、第17期はそれぞれ実習生が8人と2人入学した。そのため、カッコの中の人数は実習生も含んだ数である。

さて、準公費生の学歴についてみると、全員が名古屋にある中学校の卒業生で、その内訳は愛知県立第一中学校：名古屋市準公費2名、愛知県立第五中学校：名古屋市準公費1名、明倫中学校：名古屋市準公費3名／愛知県準公費1名、私立名古屋中学校：名古屋市準公費1名となっている⁽¹¹⁾。1916年度の章程では入学志願資格者の1つとして中学校の卒業生を定めているから、全員がこの適格者である⁽¹²⁾。

こうした彼らの原籍地を見た場合、ほとんどが愛知県だが、第18期の江野村準一(名古屋市準公費生)は岡山県が原籍で、愛知県立第五中学校の卒業であった⁽¹³⁾。第五中学校は名古屋市所在のため、江野村は県外出身でも準公費生として名古屋市の推薦を受ける資格を有していたということになる。この点は愛知県県費生と比較すると相違点として浮かび上がる。愛知県は県費生派遣の

規程を県令として制定したが、明治・大正期に制定されたものは「清国留学生ニ関スル規程」、「東亜同文書院県費派遣生ニ関スル規程」(1915年1月)、「海外県費派遣生ニ関スル規程」(1920年2月)である(ただし、「海外県費派遣生ニ関スル規程」は書院だけでなく、日露協会学校への派遣も定めたものである)。これらの規程には、県費生選抜試験を受験する資格の1つとして、愛知県在籍の男子であることが掲げられている⁽¹⁴⁾。そのため、中には岐阜や東京の中学校を卒業した者も含まれていたが⁽¹⁵⁾、愛知県に原籍があれば他府県の中学校を卒業しても県費生になり得たのである。

一方、江野村のケースからは、県費生とは逆に準公費生の場合には原籍が問題ではなく、当然のことではあるが卒業した中学校の所在地が推薦される条件であったということが、相違点として現れる。準公費生の性格や特徴について考える1つの材料となり得よう。

3. 卒業後の進路とその後の経歴

準公費生の入学者数は合計10名だったが、途中で退学したものがあったため、卒業したのは6名である⁽¹⁶⁾。その中で就職先やその後の経歴が判明するのは5名である。この5名についてまとめたのが表2である。なお、書院入学時には府県費生、公費生、準公費生、私費生と区分されていた学生たちであるが、入学後はそうした区分が学園生活に及んだわけではなく、むしろ全寮生活とともに過ごす中で、同輩との間に、さらに先輩や後輩との間に連帯感と信頼があり、また卒業後も同窓会(滬友同窓会)は一家同士の親近感をもって連絡しあったというように、いわば東亜同文書院生として一体化した、濃密な人間関係が形成されていた⁽¹⁷⁾。したがって本章は論の展開上、愛知県からの準公費生の卒業後の進路について取り上げるが、むしろ彼らを含めた書院生的一端として捉えた方が良いかと思う。

表2 準公費生の就職先とその後の経歴

入学期	氏名	卒業直後の就職先	その後の経歴
第15期	伊藤盛一 (名古屋市準公費生)	森村組	大華商業公司長春出張所 (1922年12月時点)
第16期	市川弘 (名古屋市準公費生)	アメリカ留学 (3年間)	兄の経営する朝鮮商業通信社、 東亜電報通信社の事業補助 (1922年)→大阪・日本商業通 信社(1925年8月時点)
	鈴木信一郎 (名古屋市準公費生)	上海阿部市商店	大阪市・又一株式会社 (1928年11月時点)
第17期	服部仁十郎 (名古屋市準公費生)	不明	漢口にて大華洋行設立 (1924年11月時点)
第18期	江野村準一 (名古屋市準公費生)	青島伊東商会	浜松・遠州織機株式会社 (1928年11月時点)

出典:『滬友』6、125頁(1917年)、同10、28頁(1919年)、同17、83頁(1921年)、同20、47頁(1922年)、同26、49頁(1924年)、同28、33頁(1925年)、
『昭和三年十一月現在 会員名簿』(滬友同窓会)。

注1:本表は、出典をもとに筆者が作成したものである。

表2からは、いくつかの特徴が浮かび上がってくる。1つ目は、書院を卒業してから中国で就職した者が確認できることである。鈴木信一郎、江野村準一はそれぞれ上海、青島が最初の就職地であった。また、伊藤盛一の場合は転職と思われるが、森村組から後に旧満洲の長春で働いていることが分かる。

2つ目は、書院の先輩・後輩といった人間関係の存在である。例えば服部仁十郎は漢口で大華洋行(一般輸出入貿易、星製薬中支総代理店)を設立するが、『滬友』26(1924年11月)に掲載された開店広告には、服部と並んで高広正治という人物も名を連ねる。高広は書院18期(富山県出身)で、卒業して日清汽船株式会社に就職していた⁽¹⁸⁾。恐らく、先輩である服部に声を掛けられ、共同経営者か出資者となったのではないかと推察される。ただ、1928年時点では兵庫県に在住していることが確認できるため、短期間で大華洋行から離れたことになる⁽¹⁹⁾。なお、江野村準一が卒業後に就職した会社は青島の伊東商会であったが、この会社は愛知県県費生で書院第3期として入学した伊東経真が1918年に設立したものであった⁽²⁰⁾。高広、江野村ともに後に転職するが、この2人の就業の様子からは書院の人脈が作用したことが窺い知ることができる⁽²¹⁾。

3つ目は移動性の高さである。例えば鈴木、江

野村は後に日本で転職したが、市川弘の場合は卒業後アメリカ留学→朝鮮で兄の事業補助→日本で就業と、まさに広範囲を移動していたことが分かる。彼らには職業とともに居住地の移動も生じていたわけだが、鈴木、江野村はそれが日本と中国の両国に及び、さらに市川は環太平洋地域といっても過言ではない程の広範囲を移動している。

従来言われてきたことは、書院生の多くが中国で就職したということだった⁽²²⁾。実際に表2からは鈴木、江野村は卒業直後に中国で就職し、伊藤は転職と思われるが中国で働いていたことが明らかにされる。その点からしても、先行研究で明らかにされてきたことについては筆者も同感である。しかし、就職後の経歴を追っていくと、上記のように彼らの中には必ずしも1カ所に定着せず、転職や居住の移動を行なう者もいたことが、極めて断片的な表2からも窺える。こうした書院生の就職後の移動も、今後考察の対象となり得ると思われる。

では、こうした行動の背景には何があったのだろうか。もちろん個人的な事情をはじめ、経済状況など、さまざまな理由が考えられるので、一概には言えない。例えば、書院第1号の外交官試験合格者だった石射猪太郎は書院卒業後、満鉄に入社し4年勤務した後に結婚のため帰郷、満鉄を退社して日本国内での再就職を試みたが、経済不況のため高等文官試験を受験し、さらに外交官試験に臨むというプロセスを歩んでいる⁽²³⁾。ここからは、石射の卒業後の人生には個人的事情や、不況という当時の日本経済を覆っていた状況が影響を及ぼしていたことが分かる。したがって、書院生の転職や居住地の移動の理由を簡単に論じることができないことはいうまでもない。しかし、一方で既述のような移動性を書院の教育という側面から捉えたとするならば、書院で培われた精神の影響も反映されているように思われる。これは、かつて藤田佳久教授が書院卒業生に対し行なったアンケートが手掛かりとなる。藤田教授は卒業年

○

次生が毎年行なった「大旅行」の、その後の書院生の人生への影響についてもアンケートを取っており、その集計結果に基づき、大旅行の経験がその後のそれぞれの人生の中で生きていくと指摘した上で、比較的目につくのは「自信」、「苦難を乗り越えられる」（自信）、「チャレンジ精神」（がついた）という回答であったことを明らかにしている⁽²⁴⁾。この点を踏まえて考えると、書院生の就職後の移動は個人により様々な理由があるだろうが、こうしたチャレンジ精神も影響していた可能性もあったのではないかと推察される。仮にそうだとするならば、それは「大旅行」で学生たちが身に付けた精神の表れであったと見ることもできる。

なお、服部や江野村のケースからは就職・起業に書院の人的繋がりが存在していたことが浮かび上がるが、こうした人脈が具体的にどのように機能したのか、そしてそうした人脈がどこまで「ネットワーク」として形成されていたのか、などが今後の課題と位置付けられよう。

本章は愛知県からの準公費生の進路について述べてきたが、逆に就職やその後の人生という点について言えば、書院生全般につながる問題であると捉えられる。

おわりに

以上、愛知県を事例として、さまざまな角度から準公費生にアプローチすることを試みた。彼らに関する資料が限定されているため、本論では初歩的な部分しか明らかにし得なかった。さて、今

後この問題を考える際、なぜ名古屋市や愛知県は学生を準公費生として東亜同文会に推薦したのか、という部分が非常に大事になると考える。なぜなら、そこに推薦団体の東亜同文書院に対する認識がある筈だからである。また、今回は掘り下げて考察できなかったが、学生を海外の学校へ推薦するという視角から考えた場合、準公費生は愛知県の教育史にも繋がる問題となろう。

本論はもっぱら準公費生の実態を明らかにすることを主眼としてきたが、3. で扱った内容は準公費生という狭い枠組みにとどまらず、書院生というより一層広いテーマとして扱うべきものである。繰り返しになるので詳細は記さないが、今後の書院研究のテーマの1つとして、書院生の卒業後の実態—移動の頻度の高さの理由の解明、卒業後の就職・転職における書院の人脈なども挙げることはできるのではないだろうか。もちろん、そこには越えねばならないハードルがある。例えば、準公費生の就職先とその後の経歴を調査する手掛かりとした同窓会誌の『滬友』は、管見の限り創刊された1917年より1926年までしか確認できない。そのため、現状では『滬友』が発行された期間の書院生の動向しか知り得ない。したがって、それ以後の時期をも考察しようとする場合、卒業後の状況を知り得るような資料の発掘を同時に行なっていく必要がある。

以上のような課題や考察を深めるべきテーマについては、別の機会に改めて明らかにしていきたいと考えている。

- (1) 『東亜同文書院大学史』73頁（滬友会、1982年）。
- (2) 『文部省認定 在上海東亜同文書院一覧 從明治四十三年至明治四十四年』31頁。
- (3) 佐々木享「東亜同文書院入学者の群像—海を渡って学びに行った若者たち」14頁（『同文書院記念報』VOL.11、2003年）。
- (4) 『文部省認定 東亜同文書院一覧 大正五年度 附新設農工科』32頁、『大正十二年二月 東亜同文書院紀要』22頁。
- (5) 松谷昭廣「東亜同文書院への府県費生派遣—1900 - 1920年代を中心として」（『日本の教育史学』第45集、2002年）は熊本県、長崎県といった九州地方、そして長崎県とともに貿易港を有する神奈川県を対象として、県費生派遣をめぐる県の思惑について明らかにしている。また、愛知県を対象に県費生選抜制度の変遷を追ったものに佐々木享「東亜同文書院への府県費による派遣生の選抜制度—愛知県の場合」（『愛知大学文学論叢』126、2002年）がある。
- (6) 前掲「東亜同文書院入学者の群像—海を渡って学びに行った若者たち」13～14頁。
- (7) 同上 10頁の表2より。
- (8) (6)に同じ。
- (9) 前掲『文部省認定 東亜同文書院一覧 大正五年度 附新設農工科』32～33頁、『文部省認定 東亜同文書院一覧 大正七年度』32～33頁、前掲『大正十二年二月 東亜同文書院紀要』22頁。
- (10) 「東亜同文書院入学志願者心得」（外務省記録『東亜同文会関係雑件』第3巻）。なお、佐々木氏はこの心得が1925年頃のものと思われると記しているが（前掲「東亜同文書院入学者の群像—海を渡って学びに行った若者たち」6頁）、心得に添付されている書式を見ると宛先が「東亜同文書院長近衛文麿殿」となっていることから、史料として引用した心得自体は、近衛が院長に在った1926年から1931年の間に作成されたものと考えられる。しかし、準公費生は章程で1910年代から登場していることも合わせて考えると、心得は1920年代以前から改訂を重ねつつ公表されてきたのではないかと推察される。
- (11) 東亜同文書院学籍簿による。
- (12) 前掲『文部省認定 東亜同文書院一覧 大正五年度 附新設農工科』32頁。ほかに、書院への入学志願者資格を有する者として、専門学校入学検定規程により試験検定に合格したもの、専門学校入学検定規程第8条第1項により指定を受けたもの、と定められていた。
- (13)(11)に同じ。
- (14) 『愛知県公報号外』第896号（1902年2月19日）、『愛知県公報』第127号（1915年1月20日）、同第526号（1920年2月27日）。
- (15) (11)に同じ。
- (16) 同上。
- (17) 藤田佳久「東亜同文書院卒業生の軌跡—東亜同文書院卒業生へのアンケート調査から—」63頁（『同文書院記念報』VOL.9、2001年）、安澤隆雄『東亜同文書院とわが生涯の100年』22頁（愛知大学東亜同文書院大学記念センター編、あるむ、2006年）。
- (18) 『滬友』17、82頁（1921年10月）、同26、49頁（1924年11月）。
- (19) 滬友同窓会『昭和三年十一月現在 会員名簿』。
- (20) 『滬友』6、126頁（1918年10月）。
- (21) 高村聰史「東亜同文書院生の「就職」について」（『大倉山論集』51、2005年3月）は、東亜同文書院創立期から満洲事変期までの書院生の就職について扱った論文だが、満洲事変後の抗日運動高揚に対して、東亜同文会牧田理事は内地出張中の大内暢三院長とともに満洲に出張し、満洲や中国に散開していた同窓生に書院生の就職後援を依頼したことが明らかにされている（99～100頁）。だが、日中関係が極度に緊張状態に達した時期以前における書院の人脈とその作用についても、満洲事変期ほど顕在化していないにせよ取り上げる必要はある。
- (22) 藤田佳久氏は第1期から第37期までの就職先について、多くが中国や満洲で職を得、日本内地で就職した書院生を上回っていたことを明らかにしている（前掲「東亜同文書院卒業生の軌跡—東亜同文書院卒業生へのアンケート調査から—」49頁）。また、高村聰史氏は1926年時点の書院生就職先を例に、日本内地に就職した学生とほぼ同数の学生が中国で就職したことを明らかにしている（高村同上論文、96頁および116～118頁の表-3）。
- (23) 前掲「東亜同文書院生の「就職」について」92頁。
- (24) 前掲「東亜同文書院卒業生の軌跡—東亜同文書院卒業生へのアンケート調査から—」48頁。